

上尾市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

上尾市長 島 山 稔

上尾市規則第 3 5 号

上尾市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

上尾市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成 2 7 年上尾市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

第 1 条の見出し中「除却」を「除却等」に改め、同条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成 1 4 年国土交通省令第 1 1 6 号。次条において「省令」という。）第 4 9 条第 1 項第 3 号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成 1 4 年国土交通省令第 1 1 6 号。次条において「省令」という。）第 7 6 条の 2 5 第 1 項第 3 号」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号）第 1 0 2 条第 2 項第 1 号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号）第 1 6 3 条の 5 6 第 2 項第 1 号」に改める。

第 2 条中「第 5 2 条第 1 項」を「第 7 6 条の 3 0 第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。